

号(四)とし、同号(五)を同号(三)とし、同号(四)を同号(二)とし、同号(三)中「指定居宅介護支援事業者」を削り、同号(五)を同号(四)とし、同号(四)の次に次のように加える。

- (三) 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可
- (四) 法第七十七条第二項の規定による介護医療院の入所定員等の変更の許可
- (五) 法第七十七条第六項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護医療院の開設許可に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (六) 法第八十八条第一項の規定による介護医療院の開設許可の更新
- (七) 法第九十九条第一項の規定による介護医療院を管理する医師の承認
- (八) 法第九十九条第二項の規定による介護医療院を医師以外の者に管理させることの承認
- (九) 法第一百二十二条第一項第四号の規定による介護医療院の広告の許可
- (十) 法第一百三十一条第一項の規定による介護医療院の開設者の住所等の変更又は事業の再開の届出の受付
- (十一) 法第一百三十二条第二項の規定による介護医療院の事業の廃止又は休止の届出の受付
- (十二) 法第一百四十一条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (十三) 法第一百四十一条の二第三項の規定による介護医療院に対する処分等の必要性に係る通知の受付
- (十四) 法第一百四十一条の三の規定による介護医療院の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- (十五) 法第一百四十一条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令
- (十六) 法第一百四十一条の五第一項の規定による介護医療院の開設者に対する勧告
- (十七) 法第一百四十一条の五第二項の規定による介護医療院の開設者が勧告に従わないときの公表
- (十八) 法第一百四十一条の五第三項の規定による介護医療院の開設者に対する措置の命令又は業務の停止の命令
- (十九) 法第一百四十一条の五第四項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令又は業務停止命令をした旨の公示
- (二十) 法第一百四十一条の五第五項の規定による介護医療院に係る通知の受付
- (二十一) 法第一百四十一条の六第一項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止
- (二十二) 法第一百四十一条の六第二項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (二十三) 法第一百四十一条の七の規定による介護医療院の開設の許可等をした旨の公示
- (二十四) 法第一百四十一条の八において準用する医療法第九条第二項の規定による介護医療院の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときの届出の受付
- (二十五) 法第一百四十一条の八において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与

の供与（再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

別表第六西部保健所長及びび東部保健所長の項第八号(二)を同号(三)とし、同号(一)を同号(十)とし、同号(十)の前に次のように加える。

- (一) 第四十条の五第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可
 - (二) 第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新
 - (三) 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者に係る許可
 - (四) 第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による休廃止等の届出の受理
 - (五) 第六十九条第二項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
 - (六) 第六十九条第四項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
 - (七) 第七十条第一項の規定による医薬品等の廃棄等措置命令（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
 - (八) 第七十条第二項の規定による医薬品等の廃棄等（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
 - (九) 第七十二条第四項の規定による構造設備の改善命令又は使用禁止命令（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
- 別表第六東部保健所長の項第一号(一)から同号(三)までを削り、同号(四)中「病院のエックス線装置設置の届出等の受付」を「病院の届出の受付（エックス線装置に係るものを除く。）」に改め、同号(四)を同号(一)とし、同号(五)及び同号(六)を削り、同号(七)を同号(二)とし、同号(八)を同号(三)とし、同号(九)を同号(四)とし、同号(十)を同号(五)とし、同項第二号中「(七)から(九)」を「(二)から(四)」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三健康福祉局の部食品生活衛生課の項課長専決事項の欄に四号を加える改正規定（第七号及び第八号に係る部分に限る。）については、平成三十年六月十五日から施行する。